## 実施方針に対する質疑回答

実施方針に対する質疑回答については「実施方針に関する質疑書」を用いて行うこと。 なお、質疑者のノウハウ、代替提案に関する事項等の独自の提案にかかる質疑回答について は、当該質疑者に対する個別の回答を実施するのでその旨を記載すること。ただし、質疑内容 が全員にかかるものである場合は、公表するので留意すること。

## (1) 質疑の受付及び回答スケジュール

- ○質疑の受付期限 令和5年9月19日 (火) 17時まで
- ○質疑回答の公表予定日 令和5年10月2日 (月)

## (2)質疑の方法

実施方針に対する質疑のある者は「実施方針に対する質疑書」にその内容を簡潔に記載し、 事務局の電子メールアドレスに送信するものとする。原則として、持込み又は郵送による書 類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所にお ける着信とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。なお、当該質疑に 関する質疑者からの電話による受信確認の連絡は受け付けるものとする。

## (3)回答方法

本組合は、回答を作成し、質疑内容とともに本組合のホームページで公表する。なお、個別回答を実施する場合は質疑者に電子メールで回答する。